

30第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情

受理年月日 平成30年2月8日

陳情者 東大和市南街3-50-1 丸山台4-103
全日本年金者組合東大和支部
副支部長 辻田 治男

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

6年連続で1人当たり37.5%もの値上げとなる東大和市国民健康保険税の値上げ計画に基づいて、ことし4月から国保税の値上げを行わないよう求めます。

陳情理由

東大和市は、1月15日、市国民健康保険運営協議会に国民健康保険税の値上げを諮問し、同29日に諮問どおりの答申を得ました。

その内容は、6年連続で国保税を引き上げて1人当たり37.5%、総額6億2,430万円もの値上げを行うというものです。その第一歩として、ことし4月から1人当たり6.25%、総額1億405万円の値上げとなります。

この答申を受け、東大和市は2月22日から始まる市議会第1回定例会に値上げのための国民健康保険税条例の一部改正条例案を提出する見込みです。

1. 東大和市の国保税は今でも高過ぎ、年金生活者は払うのに苦勞しています。国保加入世帯の7割以上が所得150万円以下の世帯です。国保加入世帯にこれ以上の負担を負わせるべきではありません。
2. 国民健康保険制度は助け合いの制度ではありません。基本的人権の重要な要素である生存権、医療を受ける権利を保障する社会保障制度であり、国民皆保険制度の土台となる制度です。国保加入者は高齢者が多く、医療費がかかる一方で低所得者が多く保険税収入が低いという国保制度の矛盾を、加入世帯にしわ寄せするのではなく、国と自治体の責任で解決すべきです。
3. 現在、東大和市は、国保加入世帯の国保税負担を軽減するために、一般会計から国保会計へ7億円を超える繰り入れを行っています。それでも高過ぎるのに、6年かけてこれをなくそうというのです。国や東京都に対して抜本的な財政措置を求め

つつ、市がこれまでと同程度の繰り入れを継続すれば、来年度は国保税を引き下げることが可能です。

以上の理由により、貴議会において採択されるよう求めます。